

議案第62号

守口市営住宅条例の一部を改正する条例案

守口市営住宅条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成29年12月 7 日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市営住宅条例の一部を改正する条例

守口市営住宅条例（平成9年守口市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第27条まで 略</p> <p>（公営住宅建替事業による家賃の特例）</p> <p>第28条 市長は、法第40条第1項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、前条第1項、第37条第1項及び第39条第1項の規定にかかわらず、<u>令第11条</u>で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>（収入の申告等）</p> <p>第29条 略</p> <p>2 前項に定める収入の申告は、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）<u>第8条</u>に定める方法によるものとする。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>第1条から第27条まで 略</p> <p>（公営住宅建替事業による家賃の特例）</p> <p>第28条 市長は、法第40条第1項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、前条第1項、第37条第1項及び第39条第1項の規定にかかわらず、<u>令第12条</u>で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>（収入の申告等）</p> <p>第29条 略</p> <p>2 前項に定める収入の申告は、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）<u>第7条</u>に定める方法によるものとする。</p> <p>3及び4 略</p>

以下 略

以下 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。